

○富山県アンサンブルコンテスト実施規定

(総 則)

第 1 条 富山県アンサンブルコンテストは、各支部より推薦されたチームが参加して実施する。各支部より県大会に推薦されるチーム数は、全部門地区大会参加 20 チームまで 3 チーム、21～30 チームまで 4 チーム、以下 10 チーム増毎に 1 チーム増とする。ただし、各地区大会において、1 団体当たりの出場チームのカウント数は 4 チームを上限とする。

1 団体から県大会への推薦チーム数の制限はしない。

第 2 条 実施会場・日時は、富山県学校吹奏楽連盟常任理事会でこれを決める。

(部 門 及 び 人 員)

第 3 条 実施部門を次の通りとし、参加チームは所属する部門で参加するものとする。

- ① 小学校部門 ② 中学校部門 ③ 高等学校部門
④ 大学部門 ⑤ 職場・一般部門

第 4 条 各チーム（アンサンブル）の編成は 3 名以上 8 名までとする。

(資 格)

第 5 条 各部門の参加者は富山県学校吹奏楽連盟に登録した加盟団体に属するチームで、その構成メンバーは同一団体に所属する者とする。ただし、職業演奏家の参加は認めない。高等学校の統廃合に関わる場合は、統廃合該当校における合同での出場を認める。合同で出場する場合の団体名は、新しい学校名で出場するものとする。職場とは原則として同一経営の会社、工場、事務所、官庁など、経営者または組合などの許可を得て設立されている団体であって、構成メンバーはその勤務先に常時勤務している者とする。

第 6 条 同一奏者が 2 つ以上のチームに出場することは認めない。また、出場に関して当該年度に吹奏楽コンクールに出場した場合はそれと同じ団体にて出場しなければならない。

第 7 条 参加団体の資格に疑義があるときは、出場を停止または入賞を取り消すことがある。

(演 奏 ・ 審 査)

第 8 条 編成は、木管楽器・金管楽器・打楽器・コントラバスによるものとする。ただし、コントラバスのみによる編成は認めない。

また、① 同一パートを 2 名以上の奏者で演奏することは認めない。

② 独立した指揮者は認めない。

③ 参加チームは、全パートの記入された総譜（スコア）を大会事務局から要請があった場合、提示しなければならない。

第 9 条 出場チームは自由曲 1 曲を演奏して審査を受けるものとする。組曲も 1 曲とみなす。演奏曲は地区大会で演奏したものとする。

著作権の存在する楽曲を編曲して演奏する場合は、事前に著作権者から編曲の許諾を受けねばならない。この許諾を受けずにコンテストに出場することは認めない。

第 10 条 演奏時間は 5 分以内とする。演奏時間とは演奏開始から演奏終了までをいう。

第 11 条 審査員は常任理事会で選出し、これを会長が委嘱する。審査員の数は原則として 5 名とする。

第 12 条 表彰は各部門ごとに金賞・銀賞・銅賞のいずれかを贈る。

(県 代 表)

第 13 条 北陸アンサンブルコンテストに県代表として推薦するチーム数は、北陸吹奏楽連盟の規定による。また、中部日本管楽器個人・重奏コンテストに県代表として推薦するチーム数は、中部日本吹奏楽連盟の規定による。

(そ の 他)

- 第 1 4 条 地区大会の出場メンバーと同一メンバーで出場すること。(やむをえずメンバーを変更したい場合は、大会事務局に事前に申し出て、その決定に従う。)
- 第 1 5 条 この規定は理事会の議により改定することができる。

○富山県アンサンブルコンテスト審査規定

- 第 1 条 この規定は富山県アンサンブルコンテスト実施規定第 1 1 条に基づき審査及び判定について定めるものである。
- 第 2 条 審査員は演奏を 1 0 0 点満点で評価する。
- 第 3 条 審査結果の判定は理事長・副理事長・代表理事・事務局長からなる判定委員会が行う。
- 第 4 条 判定委員会は審査員の評価に基づき各部門ごとに金・銀・銅の 3 段階のグループ分けを行う。
- 第 5 条 第 4 条による結果は審査員の了承を得る。
- 第 6 条 審査評は出演団体に渡す。
- 第 7 条 この規定は理事会の議により改定することができる。

平成 5 年 1 月 5 日 実施

平成 1 0 年 4 月 1 8 日 改定

平成 1 8 年 5 月 2 0 日 改定

平成 1 9 年 4 月 1 2 日 改定

平成 2 1 年 5 月 2 3 日 改定

平成 2 2 年 3 月 2 1 日 改定

富山県学校吹奏楽連盟